

資料編

1 用語の解説

《あ》

アスベスト

天然に産出する鉱物のうちで高い抗張力と柔軟性を持つ繊維状集合をなすものの総称である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等優れた性質を持つことから建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていたが、微細な繊維の状態ですぐに大気に浮揚し、多量に吸入すると肺ガン、悪性中皮腫等の健康障害をおこすことがある。

アンモニウムイオン

「雨水イオン分析」参照。

《い》

一酸化炭素

主にももの不完全燃焼により発生する物質で、炭素に酸素原子1つが結びついた構造を持つ(CO)。酸素と反応しやすい性質を持ち、体内に取り込まれると急性中毒を引き起こす。

陰イオン界面活性剤

界面活性剤とは、水に溶けやすい部分(親水基)と油に溶けやすい部分(疎水基)の両方を持つ分子で、水と油を混ざり合わせる性質を持っているもの。親水基がマイナスの電気を帯びているものを陰イオン界面活性剤といい、合成洗剤の主成分である。

インバーター

「パワーコンディショナー」参照。

《う》

雨水イオン分析

降下した雨に含まれるイオン成分を分析することで、その成分が、海水に由来するものか、鉱物に由来するものか、あるいは大気汚染物質に由来するものかを判断する目安になるとともに、土壌・水域への降下後の影響を判断する指標となる。

雨水には様々な物質がイオンとなって含まれており、きれいな雨水(真水に近いもの)については電気伝導率は低く、汚れた雨水(物質を多く含む)は高くなる。

雨水を酸性化する原因物質には、硫黄酸化物に起因する硫酸イオンと、自動車排ガス等に含まれる窒素酸化物が主な原因である硝酸イオンがある。逆にアンモニウムイオン(大気中のアンモニアガスによるものの他、人間活動により発生する)やカルシ

ウムイオン（海塩粒子や土壌（黄砂）やコンクリート、道路粉塵等が原因となる）は酸性雨を中和させる物質である。

その他、海塩粒子が原因となるものとして、カリウムイオン、カルシウムイオン、ナトリウムイオン、マグネシウムイオン、塩化物イオンがあり、塩化物イオンについてはごみの焼却、火山活動等にも起因する。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり面積15～75haを標準として配置する。

《え》

塩化物イオン

「雨水イオン分析」参照。

《お》

温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなどのガスは、地表から放出される赤外線エネルギーを吸収し、熱の放散を妨げる性質がある。このような熱を閉じこめる性質を持つ気体を総称して温室効果ガスと呼んでいる。

《か》

街区公園

主に街区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は0.25ha。

化学的酸素要求量（COD）

試料に酸化剤を加えて一定の条件下（100℃、30分間）で反応させ、そのとき消費した酸化剤の量を酸素の量に換算したもので、水質汚濁の指標の1つとなっている。この値が大きいほど水中の有機物は多いことになり、汚濁の程度も大きい傾向にある。

カリウムイオン

「雨水イオン分析」参照。

カルシウムイオン

「雨水イオン分析」参照。

環境基準

国が定めている、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

環境会計

企業等が持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し公表する仕組み。

環境マネジメントシステム

企業などの組織は事業活動において、原料調達や製造過程、製品の廃棄などによって何らかの環境に負荷を与えていることが考えられる。これらの負荷を最低限に抑えるためのシステムのことを環境マネジメントシステムという。組織が自ら環境方針を設定し、計画を立案（Plan）、実行（Do）、点検（Check）を行い、見直す（Action）という一連の行為により、環境負荷低減を継続的に実施できる仕組みとなっている。

環境教育

人間と環境との関わりに関する教育。従来の公害教育、自然保護教育、自然教育等を含む広い概念。

環境ホルモン

「外因性内分泌攪乱化学物質」の俗称。微量の摂取で成長や生殖に関わるホルモンの正常な作用を阻害するといわれているが、研究が行われてまだ日が浅く、未解明な部分も多い。

官能試験法

試薬等を使用せず味覚・嗅覚等人間の感覚に基づいた試験法。臭気については分析機器より人間の嗅覚のほうが複合臭気での判定となることから、より現実性のある判定となる。

《き》

近郊緑地

近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

近隣公園

主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は2ha。

《け》

健康保護項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、人体に有害な物質などを規制し、人の健康を保護するための基準。有害物質26項目について、全水域一律の基準が設定されている。

《こ》

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、自重や雨の作用によって地表面に降下するものをいう。粒子の定義はないが、比較的粗大な粒子が多くを占める。

光化学オキシダント

自動車の排気ガス等に含まれる窒素酸化物と炭化水素の光化学反応で生成する大気汚染物質の総称で、O_xとも略記される。代表的なものとしては、オゾンやPAN等の過酸化物などがある。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、かんがい用水路など、公共の用に供される水域と水路の総称。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

《さ》

酸性雨

空気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物が化学反応により酸性粒子・ガス化し、それらを取り込んだ雨や霧が強い酸性を示す現象。森林における樹木の枯死や湖沼の水生生物の死滅など、環境にさまざまな影響を与える。

《し》

硝酸イオン

「雨水イオン分析」参照。

《す》

水素イオン濃度

pHで表す。pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性。

水域類型

河川、湖沼、海域の各水域について、その利用目的などを踏まえて類型化したもの。水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境保全項目については、各水域について水域類型を指定し、その類型に対応する基準で規制される。

《せ》

生活環境保全項目

公共用水域の水質汚濁に関する水質環境基準のうち、水質の劣化を防止し、良好な生活環境を保全するための基準で、生活環境項目ともいう。公共用水域をいくつかの類型に分け、pH、BODなど9項目について、類型ごとに基準が設定されている。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川の有機物による水質汚濁の指標の代表的なもの。水中の有機物が、好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される溶存酸素の量であり、数値が大きければ汚濁物質が多いことを意味する。

接続箱

太陽電池からの配線を一本にまとめてインバーター（パワーコンディショナー）に送る装置。また太陽電池に電気が逆流したり、一度に大きな電流が流れないようにする機能をもっている。

《そ》

総合公園

休息や観賞、散歩、運動などを目的に市民が総合的に利用できる公園で、10～50haが標準的な規模である。

《た》

太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電システムを、太陽光発電と呼ぶ。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流100Vに変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

太陽電池

太陽電池は太陽の光が入射したときの日射量に応じて電気を起こす半導体で、P V (Photovoltaic) ・ピーブイと呼ばれている。

太陽電池パネル

太陽電池として使用できる最小の単位（セル）をつなぎ合わせ、ガラスやプラスチックで保護して、設置しやすくしたものを太陽電池パネルもしくは太陽電池モジュールと呼ぶ。

ダイオキシン類

塩化ビニル等の塩素化合物が燃焼する過程で生成する物質の総称で、微量で発ガン性等の人体に有害な毒性を持つ。

大腸菌群数

人畜の排泄物による水質汚濁の指標の一つ。試水中の大腸菌を寒天培地で培養して、その群数を計測したもの。

《ち》

地球環境問題

人間の活動範囲の拡大などに伴い発生してきた環境問題で、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、海洋汚染など、地球全体の環境に影響する問題をいう。

地球温暖化

人間のさまざまな活動により、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇し、地球全体の気温上昇を引き起こす現象を地球温暖化と呼んでいる。地球規模の気候変動、極地の氷が溶けることによる海面上昇など、地球全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

地区公園

徒歩圏内の住民を対象とした公園で、スポーツ施設や休養施設が設置される。1 km 以内の距離で行けるように配置され、標準規模は4 ha。

《て》

典型7公害

環境基本法で規定される大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭。

デシベル(A)

騒音・振動の単位。(A)は騒音を測定する際の特定の条件のこと。

電気伝導率

「雨水イオン分析」参照。

電力量計

電力会社から買い入れた電力量を計測する装置。系統連系型太陽光発電を設置した場合、電力会社から購入するときの買電用メーターと、電力会社に売電した電力を把握するための売電用メーターの二つが必要となる。

《と》

透視度

水の透明度。数値が大きいほど透明度が高い。

都市緑地

都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設けられる緑地0.1ha以上を標準としている。

《な》

ナトリウムイオン

「雨水イオン分析」参照。

75%水質値

BODやCODなどの水質環境基準における生活環境項目の適合性を判断する方法として、河川の低水量時を考慮し、年間を通して4分の3の日数はその値を超えない水質レベルを示す75%水質値が用いられる。具体的には、年間の日間平均値のデータを小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）の値を75%水質値とする。

《に》

二酸化硫黄

硫酸化合物の中でも代表的な大気汚染物質で、硫黄に酸素原子2つが結びついた構造を持つ（ SO_2 ）。主に不純物として硫黄を含む化石燃料の燃焼により発生する。

二酸化窒素

窒素酸化物の中でも代表的な大気汚染物質で、窒素に酸素原子2つが結びついた構造を持つ（ NO_2 ）。物の燃焼に伴い発生し、工場や火力発電、自動車、船舶、飛行機、家庭の暖房など発生源が非常に多岐にわたる。

《の》

農業用水項目

水稻の正常な生育のために望ましい、かんがい用水の水質指標となる項目。

《は》

ばいじん・粉じん

ものが燃焼する際に発生するススや煙、摩擦や切削、破砕などによって発生する微粉末などの汚染物質が、大気中に浮遊したもの。

廃棄物

占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要になったものをいう。

パワーコンディショナー（インバーター）

太陽電池で発電された直流電気を、電力会社と同じ交流電気に変え、家庭用電化製品に使えるようにする装置でインバーターとも呼ばれている。電力変換効率は、各メーカーとも90～95%程度である。

《ひ》

貧腐水性水域

酸素が多く水中微生物も少ない清らかな水域。

微小粒子状物質

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル以下の微粒子のことで、発生源は、化石燃料の燃焼（ディーゼル排気粒子など）で発生する一次粒子や硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状大気汚染物質の大気中での化学反応により粒子化した二次粒子などがあり、環境基準を超えても直ちに健康に影響するわけではないが、高齢者や肺などに病気を持つ人への影響がある。

《ふ》

浮遊粒子状物質

SPMと略称される。大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で粒径が10 μ m以下のもの。

浮遊物質（SS）

水中に浮遊する粒径2mm以下の小粒子状物体で、有機物、無機物を含む固形物の総称。水の濁りの原因になるもので、SS、懸濁物質ともいう。

風致地区

都市計画法に基づき、都市における良好な自然的景観を形成している土地について、その風致を維持し、環境保全を図るために定める地区。

分電盤

受電盤からの電力を建物内の電気負荷に分配する。太陽電池系統と商用電源系統との連系点になる。

《ま》

マグネシウムイオン

「雨水イオン分析」参照。

《も》

モニタリング

定期的監視。

《ゆ》

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因の一部とされるもので、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質を指す。

有機化合物

炭素と水素からなり、燃焼により二酸化炭素と水ができる物質。食塩や金属化合物等は無機化合物。

有機溶剤臭

シンナー、トルエンのようなスーツとする臭い。

《よ》

溶存酸素量（DO）

水に溶けている酸素の量。

要請限度

騒音規制法及び振動規制法に基づく自動車の騒音・振動について改善を要請するための基準。要請限度を超えている場合、県公安委員会に交通規制などの措置（騒音・振動）、道路管理者に当該道路の振動防止のための舗装、維持、修繕などの措置（振動）を要請できる。

《り》

硫酸イオン

「雨水イオン分析」参照。

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性および快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区または近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路または自転車路を主体とする緑地で、幅員10～20mを標準として、公園・学校・ショッピングストア・駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

《B》

BDF=Bio Diesel Fuel（バイオディーゼル燃料）

生物由来の油脂にメタノールを添加し、アルカリ触媒を用いてエステル交換反応をさせると、脂肪酸メチルエステルが精製され、これがバイオディーゼル燃料となる。このとき副生成物としてグリセリンができる。

《I》

ISO14001

国際標準化機構（I S O）が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに従って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て認証を取得する。

《L》

L_{Aeq} （等価騒音レベル）

環境騒音や自動車交通騒音の評価方法として用いられ、一定時間内で変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したものの。

L_{10}

上端値ともいう。振動の評価方法として用いられる。

LED

発光ダイオード（はっこうダイオード、Light Emitting Diode、LED）は、順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。

《M》

$m^3 N$

ノルマル立方メートル。0℃、1気圧の状態に換算した気体の体積。

MPN

最確数ともいう。統計的に計算された数値。大腸菌群数に用いられる単位。

《N》

ng

重さの単位。ナノグラム。1 ng = 10億分の1グラム。

《P》

pg

重さの単位。ピコグラム。1 pg = 1兆の1グラム。

ppm

割合の単位。百万分の1。大気汚染物質の場合は1 ppm = 1 cm^3/m^3 。

《T》

T-N

総窒素。窒素は河川の富栄養化の原因の一つ。

T-P

総リン。リンは河川の富栄養化の原因の一つ。

2 平成24年度測定データ

(1) 大気質

① 雨水水素イオン濃度

(pH)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
消防北分署	4.6	5.9	4.7	4.9	5.1	4.7	5.6	5.0
学研サイエンスプラザ [®]	4.5	6.2	4.6	4.4	4.9	4.7	5.2	5.0
市役所	4.7	4.6	4.8	4.6	4.6	4.7	4.9	4.8
浄化センター	4.6	4.3	4.8	4.8	4.6	4.5	5.3	4.9
※平均値	4.6	5.8	4.7	4.7	4.8	4.7	5.3	4.9

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
消防北分署	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	5.9	4.6
学研サイエンスプラザ [®]	4.7	4.7	4.7	5.2	4.9	6.2	4.4
市役所	4.7	4.7	4.6	6.4	4.8	6.4	4.6
浄化センター	4.8	4.6	4.7	5.0	4.7	5.3	4.3
※平均値	4.8	4.8	4.7	5.9	4.9		

※ 平均値は降水量の重みをかけた加重平均値

② 降下ばいじん

(ton/km²/月)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
土地改良区	3.17	1.97	2.95	2.64	1.33	1.69	0.68	0.91
消防北分署	2.40	2.28	2.11	1.05	1.48	0.88	0.84	1.02
鹿ノ台分署	3.20	1.44	1.97	1.83	1.14	1.22	1.00	0.86
上地区自治会館	2.56	2.69	1.46	2.69	1.49	1.99	1.38	1.03
学研サイエンスプラザ	2.80	1.73	1.61	2.50	1.12	1.01	0.98	0.98
山麓公園	2.76	4.46	2.23	2.70	2.27	1.72	2.48	2.44
生駒台小学校	3.04	1.80	2.00	1.75	1.53	1.57	1.12	1.10
桜ヶ丘小学校	2.95	1.83	2.45	2.20	1.36	1.25	1.89	1.28
生駒山頂	3.03	2.08	1.57	1.84	0.77	1.43	2.41	2.72
消防本部	2.31	2.48	2.30	1.59	1.38	1.41	1.29	1.29
市役所	3.17	1.64	2.76	1.71	1.28	1.40	1.12	1.09
生駒高校	3.03	1.67	1.57	1.67	1.98	1.53	1.29	1.35
大瀬中学校	3.31	2.19	2.11	1.23	1.85	1.53	1.52	0.77
暗峠	2.69	2.79	1.74	2.66	1.86	1.70	1.58	1.96
有里第1公園	3.26	1.65	1.26	1.21	1.48	1.38	1.36	1.32
生駒南小学校	2.64	1.54	1.78	1.50	1.09	1.24	2.00	1.08
浄化センター	3.09	1.93	1.80	1.67	1.65	1.86	0.88	1.38
平均值	2.91	2.13	1.98	1.91	1.47	1.46	1.41	1.33

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均值	最大値	最小値
土地改良区	1.03	0.96	0.83	2.83	1.75	3.17	0.68
消防北分署	0.98	1.19	0.62	2.99	1.55	2.99	0.62
鹿ノ台分署	0.95	0.90	1.03	3.24	1.54	3.24	0.86
上地区自治会館	1.18	1.14	1.24	3.54	1.87	3.54	1.03
学研サイエンスプラザ	0.90	0.75	1.17	3.21	1.56	3.21	0.75
山麓公園	1.13	1.12	1.16	2.99	2.39	4.46	1.12
生駒台小学校	1.20	0.96	1.16	3.28	1.71	3.28	0.96
桜ヶ丘小学校	1.20	0.83	0.96	2.60	1.73	2.95	0.83
生駒山頂	1.57	1.12	1.38	4.28	1.98	4.28	0.77
消防本部	1.82	1.93	1.22	3.89	1.91	3.89	1.22
市役所	1.27	1.02	0.96	2.74	1.68	3.17	0.96
生駒高校	1.33	0.46	0.82	2.89	1.63	3.03	0.46
大瀬中学校	1.01	0.62	1.85	2.68	1.72	3.31	0.62
暗峠	0.91	0.78	1.03	2.91	1.88	2.91	0.78
有里第1公園	1.15	1.43	0.90	2.87	1.61	3.26	0.90
生駒南小学校	1.05	0.54	0.85	2.19	1.46	2.64	0.54
浄化センター	1.25	0.62	0.83	2.50	1.69	3.09	0.62
平均值	1.17	0.96	1.04	3.04	1.74	4.46	0.46

③ 二酸化硫黄 (SO₂)

(ppm)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
消防北分署	0.0043	0.0034	0.0035	0.0039	0.0039	0.0035	0.0033	0.0033
学研サイエンスプラザ	0.0037	0.0035	0.0033	0.0043	0.0035	0.0032	0.0032	0.0031
生駒台小学校	0.0042	0.0034	0.0034	0.0041	0.0036	0.0034	0.0034	0.0034
生駒山頂	0.0042	0.0032	0.0032	0.0033	0.0035	0.0031	0.0034	0.0034
消防本部	0.0039	0.0033	0.0033	0.0039	0.0036	0.0032	0.0033	0.0032
市役所	0.0048	0.0036	0.0036	0.0045	0.0041	0.0034	0.0038	0.0036
大瀬中学校	0.0044	0.0034	0.0033	0.0039	0.0036	0.0032	0.0034	0.0036
有里第1公園	0.0037	0.0032	0.0032	0.0036	0.0034	0.0031	0.0032	0.0032
生駒南小学校	0.0048	0.0041	0.0035	0.0041	0.0039	0.0033	0.0036	0.0036
平均値	0.0045	0.0035	0.0034	0.0040	0.0037	0.0033	0.0034	0.0034

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
消防北分署	0.0034	0.0043	0.0044	0.0038	0.0038	0.0044	0.0033
学研サイエンスプラザ	0.0032	0.0038	0.0040	0.0035	0.0035	0.0043	0.0031
生駒台小学校	0.0035	0.0042	0.0045	0.0037	0.0037	0.0045	0.0034
生駒山頂	0.0039	0.0039	0.0044	0.0038	0.0036	0.0044	0.0031
消防本部	0.0036	0.0041	0.0044	0.0036	0.0036	0.0044	0.0032
市役所	0.0043	0.0054	0.0055	0.0042	0.0042	0.0055	0.0034
大瀬中学校	0.0037	0.0046	0.0049	0.0041	0.0038	0.0049	0.0032
有里第1公園	0.0034	0.0038	0.0040	0.0036	0.0035	0.0040	0.0031
生駒南小学校	0.0041	0.0054	0.0055	0.0043	0.0042	0.0055	0.0033
平均値	0.0037	0.0044	0.0046	0.0039	0.0038	0.0055	0.0031

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法（簡易測定）を用いている。

④ 二酸化窒素 (NO₂)

(ppm)

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
土地改良区	0.010	0.007	0.006	0.006	0.010	0.006	0.007	0.012
消防北分署	0.010	0.009	0.008	0.008	0.010	0.008	0.010	0.012
鹿ノ台分署	0.011	0.009	0.007	0.009	0.007	0.007	0.010	0.013
上地区自治会館	0.006	0.010	0.008	0.009	0.006	0.007	0.011	0.013
学研サイエンスプラザ	0.008	0.008	0.007	0.008	0.005	0.006	0.008	0.011
山麓公園	0.007	0.008	0.006	0.008	0.005	0.005	0.010	0.010
生駒台小学校	0.007	0.010	0.009	0.009	0.007	0.008	0.011	0.014
桜ヶ丘小学校	0.010	0.011	0.009	0.010	0.006	0.008	0.012	0.013
生駒山頂	0.010	0.007	0.006	0.007	0.006	0.006	0.006	0.009
消防本部	0.008	0.011	0.009	0.011	0.006	0.008	0.011	0.012
市役所	0.009	0.009	0.008	0.009	0.007	0.008	0.010	0.012
生駒高校	0.008	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.010	0.008
大瀬中学校	0.010	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.010	0.010
暗峠	0.009	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.007	0.010
有里第1公園	0.009	0.010	0.009	0.010	0.006	0.007	0.011	0.012
生駒南小学校	0.009	0.008	0.007	0.008	0.006	0.007	0.010	0.011
浄化センター	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007	0.007	0.009	0.011
平均値	0.009	0.009	0.008	0.008	0.007	0.007	0.010	0.011

測定地点	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
土地改良区	0.010	0.010	0.015	0.014	0.009	0.015	0.006
消防北分署	0.012	0.011	0.015	0.017	0.011	0.017	0.008
鹿ノ台分署	0.013	0.012	0.016	0.018	0.011	0.018	0.007
上地区自治会館	0.013	0.011	0.016	0.018	0.011	0.018	0.006
学研サイエンスプラザ	0.016	0.011	0.012	0.015	0.010	0.016	0.005
山麓公園	0.011	0.010	0.014	0.017	0.009	0.017	0.005
生駒台小学校	0.013	0.013	0.019	0.019	0.012	0.019	0.007
桜ヶ丘小学校	0.014	0.013	0.018	0.018	0.012	0.018	0.006
生駒山頂	0.011	0.010	0.014	0.018	0.009	0.018	0.006
消防本部	0.014	0.013	0.016	0.019	0.012	0.019	0.006
市役所	0.015	0.014	0.018	0.017	0.011	0.018	0.007
生駒高校	0.013	0.012	0.013	0.015	0.010	0.015	0.007
大瀬中学校	0.012	0.011	0.014	0.014	0.010	0.014	0.007
暗峠	0.011	0.011	0.014	0.018	0.010	0.018	0.006
有里第1公園	0.013	0.011	0.016	0.016	0.011	0.016	0.006
生駒南小学校	0.013	0.012	0.013	0.015	0.010	0.015	0.006
浄化センター	0.012	0.011	0.014	0.015	0.010	0.015	0.007
平均値	0.013	0.012	0.015	0.017	0.010	0.019	0.005

※測定はトリエタノールアミン円筒ろ紙法（簡易測定）を用いている。

(2) 河川水質

① 竜田川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
阪奈道路下	水素イオン濃度	pH	7.6	7.4	7.6	7.5	7.5	7.5	7.4	7.5
	BOD	mg/L	12	14	10	7.0	8.1	9.1	9.2	12
	COD	mg/L	12	10	14	9	12	11	10	10
	浮遊物質(SS)	mg/L	5	4	2	5	2	1	2	1
	溶存酸素(DO)	mg/L	7.3	4.9	5.0	6.7	5.5	5.1	5.6	6.5
	大腸菌群数	MPN/100ml		240000			92000			160000
	塩化物イオン	mg/L	30	29	31	19	30	33	27	30
	流量	m ³ /day		4300			2300			3600
	東生駒川合流前	水素イオン濃度	pH	7.7	7.6	7.9	7.8	8.3	7.8	8.0
BOD		mg/L	11	9.6	6.7	4.7	3.8	3.5	3.5	3.6
COD		mg/L	9.1	9.4	9.7	7.3	7.3	6.9	6.5	7
浮遊物質(SS)		mg/L	6	3	2	4	1	1	1	1
溶存酸素(DO)		mg/L	9.1	6.9	8.9	7.8	9.4	8	9.6	9.9
大腸菌群数		MPN/100ml		35000			3500			16000
塩化物イオン		mg/L	17	21	20	12	19	17	17	17
流量		m ³ /day		9100			15000			9100
全窒素		mg/L		5.8			4.6			5.0
全リン		mg/L		0.77			0.74			0.58
陰イオン界面活性剤		mg/L		0.07			0.05			0.08
大宮橋下	水素イオン濃度	pH	7.7	7.7	7.6	7.7	9.4	7.8	7.7	7.7
	BOD	mg/L	12	11	10	4	2.9	4	5.2	4.7
	COD	mg/L	9.5	11	9.6	7	8.3	6.7	7.3	7.5
	浮遊物質(SS)	mg/L	5	7	5	6	1	1	2	2
	溶存酸素(DO)	mg/L	8.6	8.2	7.5	8.0	11	8.5	8.6	8.9
	大腸菌群数	MPN/100ml		92000			1600			54000
	塩化物イオン	mg/L	18	20	23	12	19	17	19	19
	流量	m ³ /day		17000			12000			9900
	市境	水素イオン濃度	pH	7.8	7.5	7.6	7.7	8.1	7.7	7.6
BOD		mg/l	5.7	9.2	1.8	1.6	2.3	2.5	1.9	2.3
COD		mg/l	9.3	8.5	7.6	5.8	6.7	5.8	5.6	5.1
浮遊物質(SS)		mg/l	7	6	7	4	3	6	3	3
溶存酸素(DO)		mg/l	10.0	9.4	8.7	8.2	9.9	8.2	8.9	9.5
大腸菌群数		MPN/100ml		24000			1600			24000
塩化物イオン		mg/l	18.000	17	27	12.0	21	17	20	17
流量		m ³ /day		37000			29000			27000
全窒素		mg/l		4.2			3.2			3.5
全リン		mg/l		0.52			0.54			0.37
陰イオン界面活性剤		mg/l		0.03			0.02			0.04
カドミウム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
シアン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
総水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
アルキル水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
テトラクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
四塩化炭素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
セレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
フッ素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
ホウ素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
阪奈道路下	水素イオン濃度	pH	7.4	7.4	7.4	7.3	7.5	7.6	7.3	6.5~8.5
	BOD	mg/L	9.2	14	26	14	12.1	26	7.0	5以下
	COD	mg/L	13	12	10	8.8	11	14	9	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	2	3	4	3	3	5	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/L	7.2	7.5	7.7	7.5	6.4	7.7	4.9	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	35000	—	130000	240000	35000	—
	塩化物イオン	mg/L	30	26	31	25	28	33	19	—
	流量	m3/day	—	—	4400	—	3650	4400	2300	—
東生駒川合流前	水素イオン濃度	pH	7.5	7.6	7.7	7.6	7.8	8.3	7.5	6.5~8.5
	BOD	mg/L	5.3	6.8	10	7.4	6.3	11	3.5	5以下
	COD	mg/L	7.4	8.2	8	8.3	8	10	6.5	—
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	1	3	3	2	6	<1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/L	10	11	11	10.0	9.3	11	6.9	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	92000	—	40000	92000	3500	—
	塩化物イオン	mg/L	18	18	17	18	18	21	12	—
	流量	m3/day	—	—	11000	—	11000	15000	9100	—
	全窒素	mg/L	—	—	6.3	—	5.4	6	4.6	—
	全リン	mg/L	—	—	0.56	—	0.66	0.8	0.56	—
	陰イオン界面活性剤	mg/L	—	—	0.18	—	0.10	0.18	0.05	—
	大宮橋下	水素イオン濃度	pH	7.5	7.6	7.7	7.5	7.8	9.4	7.5
BOD		mg/L	14	9.3	8.2	7.7	7.8	14	2.9	5以下
COD		mg/L	8.2	8.9	7.9	8.1	8.3	11	6.7	—
浮遊物質(SS)		mg/L	3	2	3	4	3	7	1	50以下
溶存酸素(DO)		mg/L	10.0	10	11	11.0	9.3	11	7.5	5以上
大腸菌群数		MPN/100ml	—	—	7000	—	40000	92000	1600	—
塩化物イオン		mg/L	20	20	18	17	19	23	12	—
流量		m3/day	—	—	15000	—	13475	17000	9900	—
市境	水素イオン濃度	pH	7.4	7.6	7.6	7.6	7.7	8.1	7.4	6.5~8.5
	BOD	mg/l	2.2	3.9	5.3	5.0	3.6	9.2	1.6	5以下
	COD	mg/l	5.9	6.6	5.8	6.1	6.6	9.3	5.1	—
	浮遊物質(SS)	mg/l	1	1	3	4	4	7	1	50以下
	溶存酸素(DO)	mg/l	11	11	12	11	10	12	8.2	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	3500	—	10000	24000	1600	—
	塩化物イオン	mg/l	18	20	19	16	19	27	12	—
	流量	m3/day	—	—	55000	—	40000	55000	27000	—
	全窒素	mg/l	—	—	4.5	—	3.9	4.5	3.2	—
	全リン	mg/l	—	—	0.34	—	0.44	0.54	0.34	—
	陰イオン界面活性剤	mg/l	—	—	0.07	—	0.04	0.1	0.02	—
	カドミウム	mg/l	—	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	0.01以下
	シアン	mg/l	—	—	検出せず	—	検出せず	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/l	—	—	<0.005	—	<0.005	—	—	0.01以下
	六価クロム	mg/l	—	—	<0.005	—	<0.005	—	—	0.05以下
	砒素	mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下
	総水銀	mg/l	—	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	—	—	検出せず	—	検出せず	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/l	—	—	検出せず	—	検出せず	—	—	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—	0.03以下
	トトラクロロエチレン	mg/l	—	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	0.01以下
	四塩化炭素	mg/l	—	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	0.002以下
	ジクロロメタン	mg/l	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	—	<0.0004	—	<0.0005	—	—	0.004以下
	1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	0.006以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—	0.02以下
	trans-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	<0.004	—	<0.004	—	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	—	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	0.002以下
	チウラム	mg/l	—	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	0.006以下
	シマジン	mg/l	—	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—	0.02以下
	ベンゼン	mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下
	セレン	mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下
	フッ素	mg/l	—	—	<0.08	—	<0.08	—	—	0.8以下
	ホウ素	mg/l	—	—	0.03	—	0.03	—	—	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/l	—	—	<0.005	—	<0.005	—	—	0.05以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	—	—	<2.6	—	<2.6	—	—	10以下

② 富雄川本流

地点	測定項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
鷹山の 大橋下	水素イオン濃度	pH	8.0	8.1	7.9	7.7	7.9	8.1	7.9	7.8	
	BOD	mg/L	1.2	1.5	2.0	0.9	1.6	1.6	1.2	0.9	
	COD	mg/L	4.9	4.2	7.1	5.3	4.9	5.0	4.5	4.3	
	浮遊物質(SS)	mg/L	1	2	4	2	1	1	2	<1	
	溶存酸素(DO)	mg/L	9.8	11	10	8.1	8.3	8.5	8.9	9.7	
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	17000	-	-	16000	-	-	9200	
	塩化物イオン	mg/L	8	9	11	6	10	6	6	6	
	流量	m ³ /day	-	1800	-	-	2200	-	-	11000	
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	
	出店 橋下	水素イオン濃度	pH	8.5	7.6	7.8	7.6	7.8	8.3	8.4	7.9
BOD		mg/L	1.5	4.6	5.4	1.2	1.9	1.4	1.2	0.9	
COD		mg/L	5.2	7.7	8.0	5.7	5.3	5.0	4.4	4.4	
浮遊物質(SS)		mg/L	2	3	6	2	4	1	1	1	
溶存酸素(DO)		mg/L	10	10	10	8.3	9.7	9.3	10	10	
大腸菌群数		MPN/100ml	-	92000	-	-	3500	-	-	11000	
塩化物イオン		mg/L	8	12	10	6	9	7	7	7	
流量		m ³ /day	-	2200	-	-	2300	-	-	11000	
総水銀		mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	
高山 郵便局前		水素イオン濃度	pH	9.0	7.8	7.7	7.5	7.3	7.4	7.5	7.6
	BOD	mg/L	1.7	2.7	1.9	1.4	1.7	1.1	2.2	1.1	
	COD	mg/L	5.5	3.7	4.1	5.3	4.8	4.3	3.6	3.6	
	浮遊物質(SS)	mg/L	4	2	4	4	2	2	2	2	
	溶存酸素(DO)	mg/L	12	11	10	8.6	12	8.7	10	10	
	大腸菌群数	MPN/100ml	-	350000	-	-	9400	-	-	79000	
	塩化物イオン	mg/L	9.5	12	13	9.2	10	8.7	7.8	8.0	
	流量	m ³ /day	15000	860	2600	21000	2600	17000	17000	19000	
	市境 (高樋橋下)	水素イオン濃度	pH	8.5	7.7	7.7	7.8	7.7	7.7	8.3	7.8
		BOD	mg/l	0.5	2.9	2.7	1.1	5.7	1.5	1.8	1.7
COD		mg/l	4.7	4.4	4.8	4.7	7.3	4.8	3.4	3.3	
浮遊物質(SS)		mg/l	2	3	6	5	11	2	2	2	
溶存酸素(DO)		mg/l	13	11	10	9	14	9	12	10	
大腸菌群数		MPN/100ml	-	33000	-	-	17000	-	-	17000	
塩化物イオン		mg/l	11	12	14	10	12	12.0	11	10	
流量		m ³ /day	9500	-	-	0	-	12000	9500	19000	
全窒素		mg/l	1.0	1.2	0.5	1.1	0.9	1.0	1.0	1.0	
全リン		mg/l	0.071	0.072	0.049	0.10	0.095	0.071	0.036	0.067	
陰イオン界面活性剤		mg/l	-	0.01	-	-	0.01	-	-	0.01	
カドミウム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
シアン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
鉛		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
六価クロム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
砒素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
総水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
アルキル水銀		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
PCB		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
トリクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
テトラクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
四塩化炭素		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジクロロメタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,2-ジクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
チウラム		mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	
シマジン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		
チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		
ベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		
セレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		
フッ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		
ホウ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		
1,4-ジオキサソ	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-		

地点	測定項目	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値	環境基準		
鷹山の大橋下	水素イオン濃度	pH	7.6	7.6	7.6	7.6	7.8	8.1	7.6	6.5~8.5	
	BOD	mg/L	2.0	2.3	1.4	2.4	1.6	2.4	0.9	3以下	
	COD	mg/L	4.4	4.1	3.3	3.7	4.6	7.1	3.3	—	
	浮遊物質(SS)	mg/L	2.0	1	1	1	2	4	<1	25以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	11	12	12	12	10.1	12	8.1	5以上	
	大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	2400	—	11000	17000	2400	5000以下	
	塩化物イオン	mg/L	7	7	9	8.0	7.8	11	6.0	—	
	流量	m ³ /day	—	—	2500	—	4400	11000	1800	—	
	総水銀	mg/L	—	—	<0.0005	—	<0	<0	<0	—	
	出店橋下	水素イオン濃度	pH	7.7	7.6	7.5	7.6	7.9	8.5	7.5	6.5~8.5
BOD		mg/L	1.6	2.1	2.4	2.2	2.2	5.4	0.9	3以下	
COD		mg/L	4.2	4.2	4.0	3.9	5.2	8.0	3.9	—	
浮遊物質(SS)		mg/L	1	1	2	1	2	6	1	25以下	
溶存酸素(DO)		mg/L	12	12	13	12	11	13	8.3	5以上	
大腸菌群数		MPN/100ml	—	—	3500	—	28000	92000	3500	5000以下	
塩化物イオン		mg/L	7	8	10	9	8.3	12	6.0	—	
流量		m ³ /day	—	—	2800	—	4600	11000	2200	—	
総水銀		mg/L	—	—	<0.0005	—	<0	<0	<0	—	
高山郵便局前		水素イオン濃度	pH	7.4	7.6	7.3	7.4	7.6	9.0	7.3	6.5~8.5
	BOD	mg/L	1.5	1.0	2.4	1.8	1.7	2.7	1.0	5以下	
	COD	mg/L	3.4	3.0	3.6	4.3	4.1	5.5	3.0	—	
	浮遊物質(SS)	mg/L	2	8	5	8	4	8	2	50以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	13	12	9.7	12	11	13	8.6	5以上	
	大腸菌群数	MPN/100ml	—	—	130	—	110000	350000	130	—	
	塩化物イオン	mg/L	8.8	7.7	12	6.9	9	13	6.9	—	
	流量	m ³ /day	21000	15000	6900	9500	12288	21000	860	—	
	市境(高樋橋下)	水素イオン濃度	pH	7.7	7.7	7.6	7.7	7.8	8.5	7.6	6.5~8.5
		BOD	mg/l	1.2	0.8	3.3	1.3	2.0	5.7	0.5	5以下
COD		mg/l	3.1	2.5	4.0	3.5	4.2	7.3	2.5	—	
浮遊物質(SS)		mg/l	1	7	33	4	7	33	1	50以下	
溶存酸素(DO)		mg/l	12	12	11	10	11	14	9.1	5以上	
大腸菌群数		MPN/100ml	—	—	490	—	16873	33000	490	—	
塩化物イオン		mg/l	10	5.8	11	10	11	14	5.8	—	
流量		m ³ /day	21000	17000	8600	10000	11844	21000	0	—	
全窒素		mg/l	1.1	1.2	2.0	2.9	1.2	2.9	0.5	—	
全リン		mg/l	0.046	0.042	0.11	0.068	0.069	0.11	0.036	—	
陰イオン界面活性剤		mg/l	—	—	<0.01	—	0.01	0.01	0.01	—	
カドミウム		mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下	
シアン		mg/l	—	—	検出せず	—	検出せず	—	—	検出されないこと	
鉛		mg/l	—	—	<0.005	—	<0.005	—	—	0.01以下	
六価クロム		mg/l	—	—	<0.01	—	<0.01	—	—	0.05以下	
砒素		mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下	
総水銀		mg/l	—	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	0.0005以下	
アルキル水銀		mg/l	—	—	検出せず	—	検出せず	—	—	検出されないこと	
PCB		mg/l	—	—	検出せず	—	検出せず	—	—	検出されないこと	
トリクロロエチレン		mg/l	—	—	<0.003	—	<0.003	—	—	0.03以下	
テトラクロロエチレン		mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下	
四塩化炭素		mg/l	—	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	0.002以下	
ジクロロメタン		mg/l	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—	0.02以下	
1,2-ジクロロエタン		mg/l	—	—	<0.0004	—	<0.0004	—	—	0.004以下	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l	—	—	<0.1	—	<0.1	—	—	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l	—	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	0.006以下	
1,1-ジクロロエチレン		mg/l	—	—	<0.01	—	<0.01	—	—	0.02以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l	—	—	<0.004	—	<0.004	—	—	0.04以下	
1,3-ジクロロプロペン		mg/l	—	—	<0.0002	—	<0.0002	—	—	0.002以下	
チウラム		mg/l	—	—	<0.0006	—	<0.0006	—	—	0.006以下	
シマジン		mg/l	—	—	<0.0003	—	<0.0003	—	—	0.003以下	
チオベンカルブ		mg/l	—	—	<0.002	—	<0.002	—	—	0.02以下	
ベンゼン		mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下	
セレン	mg/l	—	—	<0.001	—	<0.001	—	—	0.01以下		
フッ素	mg/l	—	—	<0.1	—	<0.1	—	—	0.8以下		
ホウ素	mg/l	—	—	<0.1	—	<0.1	—	—	1以下		
1,4-ジオキサン	mg/l	—	—	<0.05	—	<0.05	—	—	0.05以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	—	—	0.7	—	0.7	—	—	10以下		

③ 天野川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
宮の前川合流前	水素イオン濃度	pH 7.3	7.4	7.7	8.0	8.1	8.3	7.8	—	
	BOD	mg/l 1.8	1.4	<0.5	0.7	1.9	3.2	1.1	—	
	COD	mg/l 6.7	5.6	3.5	3.7	5.2	6.7	4.3	—	
	浮遊物質(SS)	mg/l 3	3	<1	4	3	5	<2	—	
	溶存酸素(DO)	mg/l 6.7	5.7	9.5	12	10	12	8	—	
	大腸菌群数	MPN/100ml 24000	17000	1700	1600	7000	17000	700	—	
	塩化物イオン	mg/l 14	13	11	12	18	21	16	—	
	流量	m3/day 200	510	3400	3400	12000	16000	3700	—	
	市境(羽衣橋下)	水素イオン濃度	pH 7.8	8.1	8.3	8.2	8.1	8.3	7.8	—
		BOD	mg/l 3.2	1.5	1.1	1.9	1.9	3.2	1.1	—
COD		mg/l 6.7	5.4	4.3	4.5	5.2	6.7	4.3	—	
浮遊物質(SS)		mg/l 5	2	2	3	3	5	<2	—	
溶存酸素(DO)		mg/l 10	8.3	11	12	10	12	8	—	
大腸菌群数		MPN/100ml 17000	3500	5400	700	7000	17000	700	—	
塩化物イオン		mg/l 21	16	16	18	18	21	16	—	
流量		m3/day 3700	11000	16000	16000	12000	16000	3700	—	
全窒素		mg/l 1.5	1.1	1.7	2.1	1.6	2.1	1.1	—	
全リン		mg/l 0.18	0.25	0.13	0.23	0.20	0.25	0.13	—	
陰イオン界面活性剤		mg/l 0.01	<0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	—	
カドミウム		mg/l <0.0003				<0.0003	—	—	0.01以下	
シアン		mg/l 検出せず				検出せず	—	—	検出されないこと	
鉛		mg/l <0.005				<0.005	—	—	0.01以下	
六価クロム		mg/l <0.005				<0.005	—	—	0.05以下	
砒素		mg/l <0.001				<0.001	—	—	0.01以下	
総水銀		mg/l <0.005				<0.005	—	—	0.0005以下	
アルキル水銀		mg/l 検出せず				検出せず	—	—	検出されないこと	
PCB		mg/l 検出せず				検出せず	—	—	検出されないこと	
トリクロロエチレン		mg/l <0.002				<0.002	—	—	0.03以下	
テトラクロロエチレン		mg/l <0.0005				<0.0005	—	—	0.01以下	
四塩化炭素		mg/l <0.0002				<0.0002	—	—	0.002以下	
ジクロロメタン		mg/l <0.002				<0.002	—	—	0.02以下	
1,2-ジクロロエタン		mg/l <0.0004				<0.0004	—	—	0.004以下	
1,1,1-トリクロロエタン		mg/l <0.0005				<0.0005	—	—	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン		mg/l <0.0006				<0.0006	—	—	0.006以下	
1,1-ジクロロエチレン		mg/l <0.002				<0.002	—	—	0.02以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		mg/l <0.004				<0.004	—	—	0.04以下	
1,3-ジクロロプロペン		mg/l <0.0002				<0.0002	—	—	0.002以下	
チウラム		mg/l <0.0006				<0.0006	—	—	0.006以下	
シマジン		mg/l <0.0003				<0.0003	—	—	0.003以下	
チオベンカルブ		mg/l <0.002				<0.002	—	—	0.02以下	
ベンゼン		mg/l <0.001				<0.001	—	—	0.01以下	
セレン		mg/l <0.001				<0.001	—	—	0.01以下	
フッ素		mg/l 0.11				0.11	—	—	0.8以下	
ホウ素		mg/l 0.04				0.04	—	—	1以下	
1,4-ジオキサン		mg/l <0.005				<0.005	—	—	0.05以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg/l 0.81				0.81	—	—	10以下	

④ 山田川本流

地点	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
大学院 大学南側	水素イオン濃度	8.1	8.7	8.1	6.9	8.0	8.7	6.9	—
	BOD	2.1	2.1	0.8	0.9	1.5	2.1	<0.8	—
	COD	4.2	4.4	2.9	2.7	3.6	4.4	2.7	—
	浮遊物質(SS)	10	1	8	<1	5	10	<0	—
	溶存酸素(DO)	7.7	8.7	10	11	9	11	7.7	—
	大腸菌群数	7900	4900	7900	1700	5600	7900	1700	—
	流量	120	112	1235	1866	830	1866	112	—
市境(両国橋下)	水素イオン濃度	7.8	7.8	7.9	7.9	7.9	7.9	7.8	—
	BOD	1.5	2.3	0.5	1.2	1.4	2.3	0.5	—
	COD	8.8	5.6	4.4	4.5	5.8	8.8	4.4	—
	浮遊物質(SS)	1	2	2	7	3	7	1	—
	溶存酸素(DO)	9.3	7.1	9.3	10	8.9	10	7.1	—
	大腸菌群数	2200	5400	23	79.0	3600	5400	23.0	—
	塩化物イオン	37	22	23	24	27	37	22	—
	流量	9000	9400	4300	9000	7900	9400	4300	—
	全窒素	3.1	3.2	2.5	3.5	3.1	3.5	2.5	—
	全リン	0.31	0.18	0.20	0.14	0.21	0.31	0.14	—
	陰イオン界面活性剤	0.01	0.03	0.02	0.01	0.02	0.03	0.01	—
	カドミウム				<0.0003	<0.0003	—	—	0.01以下
	シアン				<0.1	検出せず	—	—	検出されないこと
	鉛				<0.005	<0.005	—	—	0.01以下
	六価クロム				<0.005	<0.005	—	—	0.05以下
	砒素				<0.001	<0.001	—	—	0.01以下
	総水銀				<0.0005	<0.0005	—	—	0.0005以下
	アルキル水銀				<0.0005	検出せず	—	—	検出されないこと
	PCB				<0.0005	検出せず	—	—	検出されないこと
	トリクロロエチレン				<0.002	<0.002	—	—	0.03以下
	テトラクロロエチレン				<0.0005	<0.0005	—	—	0.01以下
	四塩化炭素				<0.0002	<0.0002	—	—	0.002以下
	ジクロロメタン				<0.002	<0.002	—	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン				<0.0004	<0.0004	—	—	0.004以下
	1,1,1-トリクロロエタン				<0.0005	<0.0005	—	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン				<0.0006	<0.0006	—	—	0.006以下
	1,1-ジクロロエチレン				<0.002	<0.002	—	—	0.02以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン				<0.004	<0.004	—	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロパン				<0.0002	<0.0002	—	—	0.002以下
	チウラム				<0.0006	<0.0006	—	—	0.006以下
	シマジン				<0.0003	<0.0003	—	—	0.003以下
	チオベンカルブ				<0.002	<0.002	—	—	0.02以下
ベンゼン				<0.001	<0.001	—	—	0.01以下	
セレン				<0.001	<0.001	—	—	0.01以下	
フッ素				0.11	0.11	—	—	0.8以下	
ホウ素				0.05	0.05	—	—	1以下	
1,4-ジオキサン				<0.005	<0.005	—	—	0.05以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素				2.8	2.8	—	—	10以下	

⑤ 竜田川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準		
竜田川合流前	水素イオン濃度	pH	7.6	7.7	7.6	7.5	7.6	7.7	7.5	6.5~8.5	
	BOD	mg/L	9.9	6.7	5.4	12	9	12	5.4	5以下	
	COD	mg/L	9.7	7.4	7.5	9.2	8	10	7	—	
	浮遊物質(SS)	mg/L	4	6	1	3	4	6	1	50以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	7.6	8.5	8.1	9.5	8.4	9.5	7.6	5以上	
	大腸菌群数	MPN/100ml	35000	35000	54000	54000	40000	54000	35000	—	
	塩化物イオン	mg/L	22	21	19	23	21	23	19	—	
	流量	m ³ /day	2900	2900	4100	4400	3500	4400	2900	—	
	全窒素	mg/L	12.0	5.8	5.5	9.7	8.3	12	5.5	—	
	全リン	mg/L	1.60	1.10	0.83	0.94	1.1	1.6	0.8	—	
	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.08	0.07	0.08	0.18	0.10	0.18	0.07	—	
薬師堂川	水素イオン濃度	pH	7.4	8.7	7.6	7.5	7.8	8.7	7.4	6.5~8.5	
	BOD	mg/L	11.0	5.4	4.5	4.8	6.4	11	4.5	5以下	
	COD	mg/L	12	9.1	6.9	6.3	9	12	6	—	
	浮遊物質(SS)	mg/L	5	3	1	2	3	5	1	50以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	8.1	9.5	9.6	10.0	9.3	10.0	8.1	5以上	
	大腸菌群数	MPN/100ml	240000	5400	35000	17000	70000	240000	5400	—	
	塩化物イオン	mg/L	19	18	16	14	17	19	14	—	
	流量	m ³ /day	1600	720	2200	2000	1630	2200	720	—	
	モチ川	水素イオン濃度	pH	7.5	8.0	7.5	7.4	7.6	8.0	7.4	6.5~8.5
		BOD	mg/L	7.3	3.8	3.8	2.8	4.4	7	2.8	5以下
COD		mg/L	7.5	6.3	4.3	4.5	6	8	4.3	—	
浮遊物質(SS)		mg/L	4	2	<1	1	2	4	1	50以下	
溶存酸素(DO)		mg/L	6.5	7.7	8.4	10.0	8.2	10.0	6.5	5以上	
大腸菌群数		MPN/100ml	92000	11000	54000	16000	43000	92000	11000	—	
塩化物イオン		mg/L	12	13	11	10	12	13	10	—	
流量		m ³ /day	880	990	1300	1300	1100	1300	880	—	
北原川		水素イオン濃度	pH	7.3	8.7	7.5	7.4	7.7	8.7	7.3	6.5~8.5
	BOD	mg/L	9.8	2.8	4.5	13	7.5	13	2.8	5以下	
	COD	mg/L	8.8	6.6	6.8	10.0	8	10	6.6	—	
	浮遊物質(SS)	mg/L	5	2	1	4.0	3	5	1	50以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	7.4	9.3	7.6	9.6	8.5	9.6	7.4	5以上	
	大腸菌群数	MPN/100ml	160000	5400	92000	92000	90000	160000	5400	—	
	塩化物イオン	mg/L	12	12.0	11.0	12	12	12	11	—	
	流量	m ³ /day	850	1100	1100	1300	1090	1300	850	—	
	宝山寺川	水素イオン濃度	pH	7.4	7.7	7.6	7.6	7.6	7.7	7.4	6.5~8.5
BOD		mg/L	11	3.6	5.5	8.7	7.2	11	3.6	5以下	
COD		mg/L	9.8	5.5	5.9	7.2	7.1	9.8	5.5	—	
浮遊物質(SS)		mg/L	5	2	3	3	3	5	2	50以下	
溶存酸素(DO)		mg/L	6.6	6.3	8.0	10.0	7.7	10.0	6.3	5以上	
大腸菌群数		MPN/100ml	14000	16000	22000	35000	22000	35000	14000	—	
塩化物イオン		mg/L	14	15	14	12	14	15	12	—	
流量		m ³ /day	2100	1800	1600	2700	2100	2700	1600	—	
山下川	水素イオン濃度	pH	8.3	7.6	7.7	7.4	7.8	8.3	7.4	6.5~8.5	
	BOD	mg/L	8	4.4	3.3	8.7	6	9	3.3	5以下	
	COD	mg/L	9.2	6.0	6.0	8.4	7	9	6.0	—	
	浮遊物質(SS)	mg/L	9	5	<1	4	5	9	1	50以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	7.6	5.9	8.4	9.0	7.7	9.0	5.9	5以上	
	大腸菌群数	MPN/100ml	28000	16000	16000	22000	20500	28000	16000	—	
	塩化物イオン	mg/L	23	20	20	20	21	23	20	—	
	流量	m ³ /day	720	910	1400	1400	1100	1400	720	—	
湯舟川	水素イオン濃度	pH	7.9	10.0	7.8	7.5	8.3	10.0	7.5	6.5~8.5	
	BOD	mg/L	12	1.2	2.3	26.0	10.4	26	1.2	5以下	
	COD	mg/L	12	8.2	6.9	11.0	10	12	7	—	
	浮遊物質(SS)	mg/L	2	<1	<1	2	2	2	<1	50以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	9.6	12	8.6	9.2	9.9	12.0	8.6	5以上	
	大腸菌群数	MPN/100ml	54000	240	35000	9200	25000	54000	240	—	
	塩化物イオン	mg/L	23	24	27	24	25	27	23	—	
	流量	m ³ /day	770	520	1200	1600	1000	1600	520	—	

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
出合川	水素イオン濃度	pH 7.8	8.6	7.8	8.3	8.1	8.6	7.8	6.5~8.5
	BOD	mg/L 8.2	3.4	10.0	2.2	6.0	10.0	2.2	5以下
	COD	mg/L 10.0	8.8	6.6	5.5	7.7	10.0	5.5	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L 5	2	5	1	3	5	<1	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L 4.5	5.7	9.9	12.0	8.0	12.0	5	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml 92000	3500	9200	10	30000	92000	10	—
	塩化物イオン	mg/L 19	15	12	3500	887	3500	12	—
	流量	m3/day 840	460	1600	2900	1500	2900	460	—
文珠川	水素イオン濃度	pH 9.2	8.8	8.7	7.9	8.7	9.2	7.9	6.5~8.5
	BOD	mg/L 5.9	2.3	0.9	4.3	3.4	5.9	0.9	5以下
	COD	mg/L 7.0	6.7	3.4	4.7	5.5	7.0	3.4	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L 5	2	1	10	5	10	<1	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L 8.5	5.1	9.4	9.6	8.2	9.6	5.1	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml 9200	3500	22000	17000	10000	22000	3500	—
	塩化物イオン	mg/L 11	11.0	9.0	10.0	10.3	11	8	—
	流量	m3/day 1000	1100	1300	3400	1700	3400	1000	—
別院川	水素イオン濃度	pH 7.6	7.8	7.9	7.9	7.8	7.9	7.6	6.5~8.5
	BOD	mg/L 23	2.7	2.6	3.7	8	23	2.6	5以下
	COD	mg/L 11	6.7	5.3	4.2	7	11	4.2	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L 4	2	15	3	6	15	2	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L 4.5	5.6	8.9	11	7.5	11.0	4.5	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml 11000	4600	16000	7000	10000	16000	4600	—
	塩化物イオン	mg/L 24	20	12	15	18	24	12	—
	流量	m3/day 430	530	2800	2400	1500	2800	430	—
有里川	水素イオン濃度	pH 7.4	8.4	7.7	7.6	7.8	8.4	7.4	6.5~8.5
	BOD	mg/L 11.0	5.1	5.4	5.7	7	11	5.1	5以下
	COD	mg/L 14	14.0	9.3	7.7	11	14	8	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L 6	4	1	2	3	6	1	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L 6.4	2.5	6.1	8.4	5.9	8	2.5	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml 92000	5400	2400	16000	28950	92000	2400	—
	塩化物イオン	mg/L 25	32	19	16	23	32	16	—
	流量	m3/day 750	140	520	1100	628	1100	140	—
神田川	水素イオン濃度	pH 7.5	7.5	7.6	7.8	7.6	7.8	7.5	6.5~8.5
	BOD	mg/L 8.8	4.1	4.8	4.4	5.5	8.8	4.1	5以下
	COD	mg/L 10.0	8.9	6.3	5.8	7.8	10.0	5.8	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L 6	3	2	3	4	6	2	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L 4.4	2.6	6.7	9.9	5.9	9.9	2.6	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml 22000	3500	54000	35000	28625	54000	3500	—
	塩化物イオン	mg/L 15	14	11	10	13	15	10	—
	流量	m3/day 1000	1200	2200	3400	1950	3400	1000	—
乙田川	水素イオン濃度	pH 8.1	9.4	8.0	8.3	8.5	9.4	8.0	6.5~8.5
	BOD	mg/L 1.4	1.4	0.9	1.2	1.2	1.4	0.9	5以下
	COD	mg/L 5.4	5.0	4.0	3.1	4.4	5.4	3.1	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L 1	3	6	1	3	6	<1	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L 10	10	10	14	11	14	10	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml 2400	7000	9200	240	4710	9200	240	—
	塩化物イオン	mg/L 9	9	8	8.0	9	9	8	—
	流量	m3/day 490	330	1700	1000	880	1700	330	—
大谷川	水素イオン濃度	pH 7.3	7.2	7.7	7.6	7.5	7.7	7.2	6.5~8.5
	BOD	mg/L 2.9	2.2	0.8	1.3	1.8	2.9	0.8	5以下
	COD	mg/L 7.6	6.2	3.9	3.5	5.3	7.6	3.5	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L 2	4	8	2	4	8	<2	50以下
	溶存酸素 (DO)	mg/L 6.9	5.5	9.5	11.0	8.2	11.0	5.5	5以上
	大腸菌群数	MPN/100ml 16000	5400	22000	3500	12000	22000	3500	—
	塩化物イオン	mg/L 9	9	6	6	8	9	6	—
	流量	m3/day 630	590	2000	2200	1360	2200	590	—

⑥ 富雄川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準
美の原川	水素イオン濃度 p H	7.4	7.6	7.6	7.6	7.6	7.6	7.4	6.5~8.5
	BOD mg/L	2.7	2.1	1.2	3.1	2.3	3.1	1.2	3以下
	COD mg/L	7.1	6.0	3.9	5.9	5.7	7.1	3.9	—
	浮遊物質 (SS) mg/L	1	1	<1	1	1	1	<1	25以下
	溶存酸素 (DO) mg/L	6.4	7.9	8.4	12	8.7	12	6.4	5以上
	大腸菌群数 MPN/100ml	16000	24000	16000	5400	20000	24000	5400	5000以下
	塩化物イオン mg/L	13	8	9	9	10	13	8	—
	流量 m ³ /day	49	1600	1600	840	1020	1600	49	—
	中村川	水素イオン濃度 p H	7.4	7.1	7.3	7.2	7.3	7.4	7.1
BOD mg/L		2.3	2.1	1.9	2.8	2.3	2.8	1.9	3以下
COD mg/L		4.5	5.6	5.3	6.2	5.4	6.2	4.5	—
浮遊物質 (SS) mg/L		1	1	1	2	1	2	<1	25以下
溶存酸素 (DO) mg/L		8.2	6.5	9.4	11	8.8	11	6.5	5以上
大腸菌群数 MPN/100ml		16000	7000	11000	17000	10000	17000	7000	5000以下
塩化物イオン mg/L		10	11	10	8	10	11	8	—
流量 m ³ /day		250	570	970	1300	800	1300	250	—

⑦ 天野川支流

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準	
宮の前川	水素イオン濃度	pH	9.9	10.6	10.5	8.6	9.9	10.6	8.6	—
	BOD	mg/L	2.9	3.8	3.5	10	5.1	10.0	2.9	—
	COD	mg/L	8.9	12.0	9.5	6.4	9.2	12	6.4	—
	浮遊物質 (SS)	mg/L	1	9	1	1	3	9	1	—
	溶存酸素 (DO)	mg/L	6.4	12.0	12.0	12.0	10.6	12.0	6.4	—
	大腸菌群数	MPN/100ml	240	240	350	3500	0	3500	240	—
	塩化物イオン	mg/L	23	18	19	17	19	23	17	—
	流量	m ³ /day	360	420	830	650	600	830	360	—
穴虫川	水素イオン濃度	pH	9.3	9.0	8.4	8.5	8.8	9.3	8.4	—
	BOD	mg/L	15.0	39.0	4.4	4.5	15.7	39.0	4.4	—
	COD	mg/L	16	45	8.9	8.3	19.6	45	8.3	—
	SS	mg/L	13	9	6	3	8	13	3	—
	DO	mg/L	15	9.3	12	13	12	15	9.3	—
	塩化物イオン	mg/L	40	35	30	34	35	40	30	—
	大腸菌群数	MPN/100ml	16000	54000	24000	4600	24700	54000	4600	—
	流量	m ³ /day	170	330	830	930	600	930	170	—
	カドミウム	mg/L	<0.0003	—	—	—	<0.0003	—	—	0.01以下
	全シアン	mg/L	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	—	—	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.005	—	—	—	<0.005	—	—	0.05以下
	ヒ素	mg/L	<0.001	—	—	—	<0.001	—	—	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	—	—	—	<0.0005	—	—	0.0005以下
	アルギル水銀	mg/L	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	検出されないこと
	PCB	mg/L	検出せず	—	—	—	検出せず	—	—	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/l	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—	0.03以下
	テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	—	—	—	<0.0005	—	—	0.01以下
	四塩化炭素	mg/l	<0.0002	—	—	—	<0.0002	—	—	0.002以下
	ジクロロメタン	mg/l	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	—	—	—	<0.0004	—	—	0.004以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	—	—	—	<0.0005	—	—	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	—	—	—	<0.0006	—	—	0.006以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—	0.02以下
	ジス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	—	—	—	<0.004	—	—	0.04以下
	1,3-ジクロロプロパン	mg/l	<0.0002	—	—	—	<0.0002	—	—	0.002以下
	チウラム	mg/l	<0.0006	—	—	—	<0.0006	—	—	0.006以下
	シマジン	mg/l	<0.0003	—	—	—	<0.0003	—	—	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/l	<0.002	—	—	—	<0.002	—	—	0.02以下
	ベンゼン	mg/l	<0.001	—	—	—	<0.001	—	—	0.01以下
	セレン	mg/l	<0.001	—	—	—	<0.001	—	—	0.01以下
	フッ素	mg/l	1.5	—	—	—	1.50	—	—	0.8以下
	ホウ素	mg/l	0.10	—	—	—	1.50	—	—	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	—	—	—	0.10	—	—	0.05以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	3.1	—	—	—	3.1	—	—	10以下

⑧ 天野川支流（農業用水項目）

支流名	測定項目	5月	8月	11月	2月	平均値	最大値	最小値	環境基準		
山口川	水素イオン濃度	pH	8.1	10.4	8.0	7.2	8.4	10.4	7.2	6.0~7.5	
	COD	mg/L	7.1	4.0	4.0	4.9	5.0	7.1	4.0	6以下	
	浮遊物質(SS)	mg/L	6	1	4	2	3	6	1	100以下	
	溶存酸素(DO)	mg/L	12	14	11	12	12	14	11	5以上	
	全窒素	mg/L	3.2	2.4	1.5	6.0	3.3	6.0	1.5	1以下	
	電気伝導率	mS/m	19.0	27.0	18.0	19.0	20.8	27.0	18.0	300以下	
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	
	亜鉛	mg/L	0.003	<0.01	<0.01	0.015	<0.01	0.015	<0.01	0.5以下	
	銅	mg/L	0.003	0.005	0.002	0.004	0.004	0.005	0.002	0.02以下	
	n-ヘキサン抽出物質(鉱油)	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	
	n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	
	底質のn-ヘキサン抽出物質	%	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	
	穴虫川	水素イオン濃度	pH	7.4	9.5	8.5	7.8	8.3	9.5	7.4	6.0~7.5
		COD	mg/L	7.9	4.9	8.0	7.7	7.1	8.0	4.9	6以下
浮遊物質(SS)		mg/L	4	2	3	3	3	4	2	100以下	
溶存酸素(DO)		mg/L	8.9	13	13	14	12	14	8.9	5以上	
全窒素		mg/L	5.6	1.2	4.9	7.0	4.7	7.0	1.2	1以下	
電気伝導率		mS/m	40.0	36.0	51.0	54.0	45.0	54.0	36.0	300以下	
砒素		mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下	
亜鉛		mg/L	0.085	0.090	0.210	0.260	0.161	0.260	0.085	0.5以下	
銅		mg/L	0.005	0.003	<0.002	0.003	0.003	0.005	<0.002	0.02以下	
n-ヘキサン抽出物質(鉱油)		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)		mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—	
底質のn-ヘキサン抽出物質		%	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—	

(注)農業用水基準は、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の水質指標である。作物の感受性は、種類や個体、生育時期、栽培法、環境条件、成分相互の相乗作用等により異なり、これらの基準値を超過すれば直ちに被害が発生するものではない。

(3) 清掃センター

① 排ガス測定

【測定位置：1系煙突】

測定項目	測定年月日 単位	H24. 5. 23	H24. 6. 22	H24. 9. 18	H25. 1. 15	H25. 2. 12	H25. 3. 6	平均値	最大値	最小値	
		1系	1系	1系	1系	1系	1系				
湿りガス量	m ³ /h	64,700	59,300	57,900	61,900	61,100	58,700	60,600	64,700	57,900	
乾きガス量	m ³ /h	51,600	47,300	46,300	51,700	48,000	46,900	48,600	51,700	46,300	
ガス温度	℃	214	205	221	218	206	222	214	222	205	
水分量	%	20.3	20.2	20.0	16.5	21.5	20.1	19.8	21.5	16.5	
流速	m/s	16.80	15.14	15.28	16.09	15.39	15.31	15.67	16.80	15.14	
ガス組成	二酸化炭素	%	3.6	3.7	3.6	3.0	3.1	4.1	3.5	4.1	3.0
	酸素	%	16.3	16.0	16.1	16.5	16.3	15.9	16.2	16.5	15.9
	一酸化炭素	%	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
	窒素	%	80.1	80.1	80.3	80.5	80.7	80.0	80.3	80.7	80.0
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.002	<0.001
	換算値	g/m ³ N	<0.001	<0.001	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.005	<0.001
	酸素濃度	%	16.3	16.0	16.1	16.5	16.3	15.9	16.2	16.5	15.9
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	0.7	0.2 [※]	0.7	<0.2
	換算値	ppm	<0.2	0.2	<0.2	<0.2	<0.2	1.3	0.3 [※]	1.3	<0.2
	排出量	m ³ /h	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.03	0.01 [※]	0.03	<0.01
	酸素濃度	%	16.3	16.0	16.1	16.5	16.3	15.9	16.2	16.5	15.9
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	49	46	51	54	47	49	54	46	
	換算値	ppm	91	83	99	101	83	96	92	101	83
	酸素濃度	%	16.1	16.0	16.3	16.1	15.9	16.3	16.1	16.3	15.9
塩化水素濃度	測定値	mg/m ³ N	16	5	13	8	4	6	9	16	4
	換算値	mg/m ³ N	31	10	24	16	9	11	17	31	9
	測定値	ppm	7	3	6	5	3	3	5	7	3
	換算値	ppm	19	6	14	10	5	7	10	19	5
一酸化炭素濃度 (連続測定)	平均値	ppm	8	8	8	9	7	8	9	7	
	換算値	ppm	15	14	16	17	13	15	15	17	13
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	16.1	16.0	16.3	16.1	15.9	16.3	16.1	16.3	15.9

【測定位置：2系煙突】

測定項目	測定年月日 単位	H24. 4. 27	H24. 7. 20	H24. 8. 16	H24. 10. 11	H24. 11. 20	H25. 12. 20	平均値	最大値	最小値	
		2系	2系	2系	2系	2系	2系				
湿りガス量	m ³ /h	62,000	63,300	56,800	55,600	59,100	59,800	59,400	63,300	55,600	
乾きガス量	m ³ /h	50,400	49,100	45,600	45,000	48,000	49,500	47,900	50,400	45,000	
ガス温度	℃	220	223	216	212	220	208	217	223	208	
水分量	%	18.8	22.5	19.7	19.0	18.8	17.3	19.4	22.5	17.3	
流速	m/s	16.30	16.71	14.71	14.33	15.46	15.13	15.44	16.71	14.33	
ガス組成	二酸化炭素	%	4.1	4.0	3.7	3.7	3.8	3.5	3.8	4.1	3.5
	酸素	%	15.9	16.5	16.9	16.6	16.5	16.8	16.5	16.9	15.9
	一酸化炭素	%	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
	窒素	%	80.0	79.6	79.4	79.8	79.7	79.7	79.7	80.0	79.4
ばいじん濃度	測定値	g/m ³ N	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	換算値	g/m ³ N	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001 [※]	0.001	<0.001
	酸素濃度	%	15.9	16.5	16.9	16.6	16.5	16.8	16.5	16.9	15.9
硫黄酸化物濃度	測定値	ppm	<0.2	<0.2	1.0	0.1	<0.2	<0.2	0.3 [※]	1.0	<0.2
	換算値	ppm	<0.2	<0.2	2.3	0.2	<0.2	<0.2	0.5 [※]	2.3	<0.2
	排出量	m ³ /h	<0.01	<0.01	0.04	<0.01	<0.01	<0.01	0.01 [※]	0.04	<0.01
	酸素濃度	%	15.9	16.5	16.9	16.6	16.5	16.8	16.5	16.9	15.9
窒素酸化物濃度	測定値	ppm	49	39	48	46	51	49	47	51	39
	換算値	ppm	90	76	100	89	101	95	92	101	76
	酸素濃度	%	16.1	16.3	16.6	16.3	16.3	16.3	16.3	16.6	16.1
塩化水素濃度	測定値	mg/m ³ N	11	6	18	11	9	7	10	18	6
	換算値	mg/m ³ N	19	12	39	24	18	15	21	39	12
	測定値	ppm	6	3	9	4	6	4	5	9	3
	換算値	ppm	12	7	24	14	11	9	13	24	7
一酸化炭素濃度 (連続測定)	平均値	ppm	8	8	7	8	9	11	9	11	7
	換算値	ppm	15	15	15	15	17	22	17	22	15
酸素濃度 (連続測定)	平均値	%	16.1	16.3	16.6	16.3	16.3	16.3	16.6	16.1	

※換算値は酸素濃度12%換算した値。

※m³/hは、標準状態(0℃1気圧)における体積を示す。

※平均値の算出にあたり、下限値未満は下限値として取り扱った。

項目	対象施設	単位	管理規制値 (監視基準値)	測定値	
				1系	2系
ばいじん (酸素12%換算値)		g/m ³ N	0.05 (40)	<0.001~0.005 平均 0.001	<0.001~0.001 平均 0.001
硫黄酸化物 (酸素12%換算値)		ppm	50 (40)	<0.2~1.3 平均 0.3	<0.2~2.3 平均 0.5
塩化水素 (酸素12%換算値)		ppm	50 (40)	9~31 平均 17	12~39 平均 21
窒素酸化物 (酸素12%換算値)		ppm	150 (130)	83~101 平均 92	76~101 平均 92
ダイオキシン類濃度		ng-TEQ/m ³ N	0.1 (0.08)	0.014~0.022 平均 0.018	0.026~0.063 平均 0.045

項目	対象施設	単位	測定値						
			1系			2系			
			集じん機前	集じん機後	煙突	集じん機前	集じん機後	煙突	
ダイオキシン類濃度		ng-TEQ/m ³ N	1回目	6.2	0.45	0.022	7.9	0.49	0.026
			2回目	25	0.036	0.014	7.2	0.72	0.063

② 臭気測定

(ppm)

測定月	6月				悪臭防止法
測定場所	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
アンモニア	0.4	〃	0.2	〃	1以下
メチルメルカプタン	<0.0002	〃	〃	〃	0.002以下
硫化水素	<0.002	〃	〃	〃	0.02以下
硫化メチル	<0.001	〃	〃	〃	0.01以下
二硫化メチル	<0.0009	〃	〃	〃	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	〃	〃	〃	0.005以下
アセトアルデヒド	<0.005	〃	〃	〃	0.05以下
スチレン	<0.04	〃	〃	〃	0.4以下
プロピオン酸	<0.003	〃	〃	〃	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0001	〃	〃	〃	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0001	〃	〃	〃	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0001	〃	〃	〃	0.001以下

(ppm)

測定月	9月				悪臭防止法
測定場所	敷地A	敷地B	敷地C	敷地D	
アンモニア	<0.1	〃	〃	〃	1以下
メチルメルカプタン	<0.0002	〃	〃	〃	0.002以下
硫化水素	<0.002	〃	〃	〃	0.02以下
硫化メチル	<0.001	〃	〃	〃	0.01以下
二硫化メチル	<0.0009	〃	〃	〃	0.009以下
トリメチルアミン	<0.0005	〃	〃	〃	0.005以下
アセトアルデヒド	<0.005	〃	〃	〃	0.05以下
スチレン	<0.04	〃	〃	〃	0.4以下
プロピオン酸	<0.003	〃	〃	〃	0.03以下
ノルマル酪酸	<0.0001	〃	〃	〃	0.001以下
ノルマル吉草酸	<0.0001	〃	〃	〃	0.0009以下
イソ吉草酸	<0.0001	〃	〃	〃	0.001以下

(4) エコパーク 21

① 最終処理水測定

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
色相	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明
臭気	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
臭気指数	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10
透視度 度	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
水素イオン濃度 pH	7.2	7.3	7.3	7.3	6.9	7.0	7.3	7.5	7.2
BOD mg/L	<0.5	0.6	0.5	<0.5	<0.5	0.6	1.2	<0.5	<0.5
COD mg/L	2.7	4.4	5.0	<0.5	1.8	5.4	<0.5	0.5	9.0
浮遊物質 (SS) mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1
全窒素 mg/L	1.3	1.8	0.5	0.56	0.60	2.90	1.3	0.7	1.2
全リン mg/L	<0.003	0.090	<0.003	0.016	0.017	0.020	0.063	0.023	0.008
色度 度	<1	<1	1	<1	<1	1	<1	<1	<1
大腸菌群数 個/cm ³	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アンモニア性窒素 mg/L	0.02	0.01	0.05	0.10	0.11	0.04	0.09	0.04	0.05
亜硝酸性窒素 mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
硝酸性窒素 mg/L	0.66	0.73	<0.05	0.05	0.05	1.50	0.089	0.55	0.50
有機体窒素 mg/L	0.6	1.1	0.4	0.4	0.3	1.4	0.3	0.1	0.7
塩化物イオン mg/L	260	270	300	230	320	310	260	260	200

項目	1月	2月	3月	平均	最大	最少	※1) 施設性能値	※2) 排水基準	※3) 上乗せ排水基準
色相	無色透明	無色透明	無色透明	-	-	-	-	-	-
臭気	無臭	無臭	無臭				-	-	-
臭気指数	<10	<10	<10	<10	<10	<10	-	-	-
透視度 度	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	-	-	-
水素イオン濃度 pH	7.4	7.3	7.3	7.3	7.5	6.9	5.8 ~8.6	5.8 ~8.6	-
BOD mg/L	<2.1	0.8	2.0	0.9	2.1	<0.5	10以下	160(120) 以下	25(20) 以下
COD mg/L	2.8	5.4	9.4	3.3	9.4	<0.5	20以下	160(120) 以下	-
浮遊物質 (SS) mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	5以下	200(150) 以下	90(70) 以下
全窒素 mg/L	1.3	2.1	3.2	1.5	3.2	0.51	10以下	120(60) 以下	-
全リン mg/L	0.008	0.011	0.022	0.013	0.023	<0.003	1以下	16(18) 以下	-
色度 度	1	<1	2	1.1	2	<1	20以下	-	-
大腸菌群数 個/cm ³	0	0	0	0	0	0	0	(3000) 以下	-
アンモニア性窒素 mg/L	0.13	0.58	0.02	0.10	0.58	0.01	-	-	-
亜硝酸性窒素 mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.06	<0.05	-	-	-
硝酸性窒素 mg/L	0.23	0.56	1.6	0.061	1.6	<0.05	-	-	-
有機体窒素 mg/L	1.0	1.0	1.6	0.7	1.6	0.1	-	-	-
塩化物イオン mg/L	260	300	280	271	320	240	-	-	-

※1) 施設性能値:エコパーク21が定めた処理水の放流基準

※2) 「排水基準を定める省令」(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十五号)より、一律排水基準(健康項目,生活環境項目)による許容値。()は日間平均値

※3) 「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」(平成2年3月30日奈良県条例第24号)より、平成4年4月1日以降に設置されたし尿浄化槽以外のし尿処理施設の基準。()は日間平均値

② 臭気測定

測定位置：活性炭脱臭装置出口

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア ppm	0.1	< 0.1	0.5	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	0.012	0.016	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	0.0010	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	11	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	15	<10	<10	10

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

測定位置：敷地境界(風上)

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10

(注) 臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

測定位置：敷地境界（風下）

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10

（注）臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（昭和57年2月23日、奈良県告示第778号）の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」（昭和63年3月11日）の一般地域に定められる指導基準。

測定位置：北田原イモ山地区

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値（注）
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10

（注）臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」（昭和57年2月23日、奈良県告示第778号）の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」（昭和63年3月11日）の一般地域に定められる指導基準。

測定位置：白庭台地区

	5月	8月	11月	2月	敷地境界における 規制基準値(注)
アンモニア ppm	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1
メチルメルカプタン ppm	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002
硫化水素 ppm	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02
硫化メチル ppm	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01
二硫化メチル ppm	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	< 0.0009	0.009
トリメチルアミン ppm	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.005
アセトアルデヒド ppm	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05
スチレン ppm	< 0.04	< 0.04	< 0.04	< 0.04	0.4
プロピオン酸 ppm	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03
ノルマル酪酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
ノルマル吉草酸 ppm	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	< 0.00009	0.0009
イソ吉草酸 ppm	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	< 0.0001	0.001
臭気指数 -	<10	<10	<10	<10	-
臭気濃度 -	<10	<10	<10	<10	10

(注)臭気濃度以外の悪臭物質については、「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」(昭和57年2月23日、奈良県告示第778号)の一般地域に定めらる規制基準。臭気濃度については、「奈良県悪臭防止対策指導要綱」(昭和63年3月11日)の一般地域に定められる指導基準。

3 施設概要

(1) 清掃センター

人口増加やライフスタイルの変化などによるごみの増加に対応するため、1日に110tのごみを焼却できる炉を2基備えた生駒市清掃センターは、平成3年3月に竣工して以来、環境保全と安全対策に細心の注意を払いつつ、安定かつ適切にごみ処理を行うとともに、発生した熱エネルギーを回収し、清掃センター施設内及び隣接する生駒山麓公園施設内において、暖房及び温水生成のための熱源として利用している。

平成9年には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大気汚染防止法」が改正され、既設炉の排ガス中のダイオキシン類濃度基準が、平成14年12月以降1ng-TEQ/m³N以下に規制されることになり、この新基準に適合させるため、平成12年度からダイオキシン類排出削減恒久対策に着手し、平成14年3月に改修が完了している。

また、清掃センター工場棟2階に「ごみの情報館」を設置し、一目でごみの焼却処理・排ガス処理・灰処理などの流れをみることで、焼却処理施設の模型を設置している。さらに、清掃センター施設全体の模型・循環型社会を作るための啓発コーナーやごみの量の比較表等、さまざまなごみの情報源として、市民がごみ処理について学び、関心を持ってもらえるようになっている。平成24年度には、市内11小学校の約1,190人及びその他一般の見学者約110人をあわせて、約1,300人の方々が施設見学に訪れた。

今後もさらに環境衛生の推進とごみの減量化・リサイクル化を進め、より効率的なごみ処理を実施していく。

① 施設の概要

所在地	生駒市俵口町2-1-16番地9-1
敷地面積	48,023m ² （甲子園球場1個分の広さ）
延べ床面積	6,994.29m ² （小学校の教室110個分の広さ）
構造・階数	鉄筋コンクリート造 地上2階/地下2階
処理能力	220トン/24時間（110トン/24時間×2炉）
炉型式	流動床式焼却炉

② 公害防止対策

a 排ガス対策

高性能の集じん装置や有害ガス除去装置を採用し、ダイオキシン類対策をはじめ、厳しい基準値に適合したきれいな排ガスを排出している。

b 飛灰対策

飛灰は、加熱脱塩素化処理装置でダイオキシン類を分解した後、薬剤を添加し、有害重金属の溶出を防止して、最終処理場へ搬出している。

c 臭気対策

ごみピットの臭気は、エアーカーテンにより施設外への漏れ出しを防止するとともに、燃焼用空気として、焼却炉内で高温による熱分解処理を行っている。

d 汚水排水対策

ごみ汚水は焼却炉内で噴霧処理する。施設内で発生するその他の汚水は、処理した後には排ガス冷却水として再利用するなど、施設外に汚水排水を出さない完全クローズドシステムを採用している。

(2) エコパーク 21

平成 13 年 4 月に本格稼働したし尿処理施設エコパーク 21 は、単にし尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するのではなく、その処理過程から発生する汚泥に有機性廃棄物の生ごみを加えて、メタンガスを発生させ、電気・熱エネルギーの回収を行うとともに、メタン発酵を終えた汚泥を原料にして肥料を生産する施設である。

平成 24 年度のし尿等の処理状況は、汲み取りし尿が 4,305.14k1、浄化槽汚泥及び下水道汚泥が 26,083.57k1 で合計 30,388.71k1 となり、1 日当たりに換算すると、し尿 11.79k1、浄化槽汚泥及び下水道汚泥 71.46k1 を合わせ約 83.26k1 の処理をしたことになる。

生ごみについては、市内の大型店舗から排出される野菜系の生ごみと学校給食センターの調理残渣を活用しており、搬入された量は、539.59t で 1 日平均 1.48t となっている。

本施設の主要な処理システムは、受入・貯留設備、膜分離高負荷脱窒素処理設備、高度処理・消毒設備、汚泥処理（再資源化）、脱臭設備において、適正な水処理と効率的な資源・エネルギーを回収するとした循環型社会に対応した施設である。

再資源化システムは、汚泥に生ごみを加えてメタン発酵を行い、メタンガスを回収し発電を行っている。発電した電気は、施設内の照明用電力に、また余剰のメタンガスは蒸気ボイラの燃料としてメタン発酵槽の加温の熱源に利用する等、エネルギーの有効活用を行っている。

さらに、メタン発酵を終えた消化汚泥は、真空乾燥し肥料とするため堆肥化装置で発酵させた後に袋詰めして、市民の方々に提供し、家庭菜園などの肥料として利用されている。なお、この汚泥発酵肥料（たけまるコンポ）は、農林水産大臣に普通肥料として登録している。

① 施設の概要

所在地：生駒市北田原町 2 4 7 6 番地 8

敷地面積：7,518m²

建築面積：2,252m²

処理能力：し尿等 80k1/日（し尿 10k1/日・浄化槽汚泥 70k1/日）

生ごみ 1.3 t/日（最大 2.6 t/日）

処理方式：水処理工程・・・浄化槽汚泥混入率の高いし尿に対応した膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理（活性炭吸着）
再資源化工程・・・高温高速メタン発酵方式（メビウスシステム）及び汚泥堆肥化

② 公害防止対策

a 放流水

放流水は、高性能な膜分離装置等を使用し、大腸菌もない厳しい基準値に適合したきれいな水を富雄川に放流している。

b 騒音・臭気対策

本施設は、住宅地に近接しているため、騒音・振動等の発生を防止する対策を行うほか、特に臭気については、し尿等の搬入する車両の出入り口を二重構造にするとともに薬剤による洗浄や活性炭による吸着処理を行い、臭気がエコパーク 2 1 から外部に出ない対策を講じている。

(3) 火葬場

生駒市営火葬場は昭和 4 7 年に設置され、市民生活に欠くことのできない施設として稼動している。敷地内には小規模ながら斎場も併設している。

また、設置後 40 年近く経過しており、利用者は増加する傾向にあるが、火葬場施設の機能低下はなく、炉内の耐火レンガの張り替えや台車の補修などを実施するなど、適正な維持管理に努めて対応している。

火葬場の炉は廃棄物処理施設ではないので大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の特定施設には該当しないが、火葬時の副葬品に制限を加えるとともに、平成 7 年度には煙道の再燃設備を設置して排出ガスを更に高温で焼却して完全燃焼させ、ダイオキシン類の発生の抑止に努めている。

平成 12 年 3 月に厚生労働省より火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針が出されたことにより、そのガイドラインに基づき調査を実施している。

① 施設の概要

所在地：生駒市東菜畑 1 丁目 9 0 番地

敷地面積：1,256 m² (380 坪)

鉄筋コンクリート造り平屋建て 160 m² (48 坪)

斎場 " 36 m²

納骨塔 " 9 m²

納骨堂 " 16 m²

設 備：火葬炉 5 基（昭和 5 4 年度 2 基増設）

② 火葬場の利用状況

		平成20	21	22	23	24
火葬場	市内（件）	645	488	748	707	738
	市外（件）	336	195	356	479	425
	合計（件）	981	683	1,104	1,186	1,163
	1日当たり （件／日）	2.7	2.7	3.1	3.3	3.2
斎場（件）		1	5	14	12	10

（注）H21年9月1日～12月15日煙突改修工事のため休業

③ 火葬場使用料

			使用料	
			市内	市外
火葬場	大人（12歳以上の者）	一体につき	6,000円	50,000円
	小人（12歳未満の者）	一体につき	3,000円	25,000円
	死産児	一体につき	1,500円	15,000円
	人体の一部	一個につき	1,000円	10,000円
斎場	2時間以内		2,000円	
	2時間以上1時間につき		1,000円	

4 生駒市環境基本条例

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針(第7条)

第2節 環境基本計画等(第8条・第9条)

第3節 環境の保全及び創造のための施策等(第10条—第18条第19条)

第4節 地球環境の保全の推進(第19条第20条)

第5節 推進体制の整備等(第20条・第21条第21条・第22条)

第3章 環境審議会等(第23条・第24条)

附則

前文

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心とむ自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球的規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 資源及びエネルギーの利用等における物質循環が促進されること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第22条第1項第23条第1項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境への配慮の促進)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者(以下「開発事業者」という。)がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その

普及に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措置等)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第18条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

第4節 地球環境の保全の推進

第20条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第5節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 環境審議会等

(環境審議会)

第 23 条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境マネジメントシステム推進会議)

第 24 条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムに係る目標の設定に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関し必要な事項

3 推進会議は、委員 35 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 事業者及び市民
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。

8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒市環境保全条例の廃止)

2 生駒市環境保全条例(昭和 62 年 12 月生駒市条例第 20 号)は、廃止する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

3 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。